明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○個人企業経済調査の平成二十四年度調査地域を定める件（総務五〇六）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務五五五）　四
○除籍が滅失した件（同五五六）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五七）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三九二、三九三）
○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産・経済産業一四）
○保安林の指定をする件（農林水産二三四六～二三五二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二七二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一八九）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一一一）
○道路に関する件（近畿地方整備局二八五）
○道路に関する件（四国地方整備局一二三）

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕

国税庁　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

駐日大使逝去（外務省）　二
九州地方整備局公示（九州地方整備局）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、犯罪被害財産支給手続終了決定、鉱業法第一八九条の規定関係　二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係　三

会社その他

告示

○総務省告示第五百六号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十四年度の調査地域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月十二日

総務大臣　川端　達夫

調査地域		
都道府県名	市町村名	備考
北海道	札幌市	
	函館市	イ
	小樽市	ロ
	旭川市	ハ
	釧路市	ニ
	登別市	
	上川郡美瑛町	
青森県	青森市	
	五所川原市	ハ
	十和田市	イ
	北津軽郡鶴田町	ホ
	上北郡東北町	ヘ
岩手県	花巻市	
	遠野市	ホ
	二戸市	ヘ
宮城県	仙台市	
	白石市	ホ
	栗原市	ヘ
	黒川郡大和町	
秋田県	秋田市	イ
	横手市	ハ